

# 社説

## 人工妊娠中絶訴訟

人工妊娠中絶について定められた母体保護法は「本人と配偶者の同意を得て中絶を行うことができる」と規定する。ただしDVを受けるなど同意を得ることが難しい場合、本人の意思のみで可能とするのが厚生労働省の見解だ。この「配偶者同意」を巡り、注目された裁判の判決が福岡高裁那覇支部であった。

医師側の主張がおおむね認められた形だ。女性の自己決定権の尊重という観点からも妥当な判断と言えるだろう。判決によると、女性は2017年、中絶を希望し県内の医療機関を受診。「配偶者と離婚調停中で同意が得られず、DVのような行為もあつた」と説明した。後日、実際は離婚していないにもかかわらず、「生活費を入れてくれず、離婚した」と説明を変え、夫の署名がない同意書を提出した。

争点となったのは、女性の説明のみで中絶をした医師の過失の有無である。裁判所は、離婚の説明が変わったことを確認しなかった点は不適切とする一方で、DVのような行為で婚姻関係が破綻状態にあるという説明に大筋で変更はなかった点を重視した。

「女性の説明を信用し、夫の同意を得ることが困難と判断することは不合理とまでは言えない」と結論付けた。判決は医師に要件判断の調査権限がないことから、「事実確認の方法には限界がある」とも指摘する。この点について記者会見した医師側の代理人弁護士は、「医師と患者は信頼関係で成り立っており、調査権限がないと裁判所に認められたことは大きい」と語った。

具体的聞き取りと、女性の説明に基づき判断すればいいという考えが示されたとも言える。ただ医療現場では訴訟リスクを嫌い、同意なしの手術に二の足を踏むケースが少なくない。他方、相手の同意が得られないまま望まない妊娠・出産で追い詰められ、赤ちゃんが犠牲になるという悲劇も後を絶たない。医師が大きな負担を背負う個別判断には限界もある。今回の裁判を通し母体保護法そのものが持つ問題点も浮かび上がった。「性と生殖に関する自己決定権」は女性の人権の基本だ。子どもを産む、産まない、何人産むかなど、自分の体に関する権利のことは自分で選択し決める権利のことである。中絶に配偶者同意が必要なのは世界でも一部の国に限られ、国連の女性差別撤廃委員会は日本に同意要件の削除を求めている。戦後間もなく制定された旧優生保護法から引き継ぐ古い規定である。女性の自己決定権を妨げる法律の見直し議論も進めなければならぬ。

### 「夫同意」なくす議論も